# 事務室便り	2023(令和 5)年 9 月 5 日 生の松原特別支援学校 校 長　吉 竹　雅 人 事務室

夏休みが終わり、学校に子どもたちの元気な声が戻ってきました。

２学期は、学校行事も多くなってきますね。子どもたちの成長がみられるのを楽しみにしています。さて、２学期の事務室からのお知らせです。

〈 就学奨励費について 〉

８月 31 日に１学期分の奨励費の支給が終わりました。

２学期分の就学奨励費につきまして、書類提出の際には、以下の点にご注意をお願いします。県の審査で指摘が多かった点を掲載しています。

○通学届

２学期から通学方法や、スクールバスのバス停が変更になった方は、通学届の提出が必要ですので、事務室にご連絡をお願いします。

なお提出の際には、以下の４点をご注意ください。

① 右上の「障がい者手帳」「療育手帳」欄の記入漏れがないか（両方とも○が必要です）

② 車検証の住所や使用者名が違う場合は理由を記載すること

③ 付添人経費について小１～３年生は①、重複障がいは②、それ以外は③に○を付け、理由を詳しく記入しているか（常時付添が必要な理由を詳しく書くよう指導を受けました）

④ 自家用車使用の場合の経路は基本最短経路で認定するが、迂回するルートで申請する場合は、迂回の理由を記入すること（渋滞等の交通状況の為…等は認められないため最短経路での認定になります

※自家用車使用の場合は、付添人経費を申請すると本人分が半額になるため、支給額は申請なしでもあまり変わりません。

○学用品・通学用品、新入学児童生徒学用品・通学用品

限度額未満のご家庭には、残額のお知らせを配布しております。10 月 10 日までにレシートと一緒にご提出よろしくお願いします。

間違いや記入漏れが多いのは、以下の４点です。提出前に確認をお願いします。

① 領収書・レシートの宛名が空白になっている（保護者名を記入してください）
②レシートに何に使うかの記載がない（修学旅行用や宿泊学習用は認められません。日々の学校生活で必要なもののみです）
③新入学学用品に５月以降の領収書がついている（新入学用品は基本４月末までに購入したものが対象となります）
④名前シールが入っていないか（審査で、学用品として認められませんでした）

〈 校納金の口座振替について 〉

校納金の口座振替につきましては、日頃よりご協力ありがとうございます。

２学期分の校納金の口座振替は 10 月２日の予定です。

２学期分では、スポーツ振興センター掛金の引き落としがあります。小・中学部の支弁区分Ｉの方につきましては免除されますので、５月に配布した「年間計画」の金額と変わります。

口座の手続きがお済みでないご家庭には、集金袋をお渡しします。口座振替を希望される方は事務室までご連絡ください。

教材の購入に必要な経費ですので、速やかな納入にご協力をお願いします。３学期使用の教材費・PTA 会費は 11 月に振替させていただきます。

ご不明な点があれば、事務室にお尋ねください。

〈 学校予算について 〉

先月、教育支援の予算で、キャリーワゴンカーを購入しました。耐荷重が大きいので、児童生徒も乗ることが可能です。本校には、以前から木工の乗り物があったのですが、それが人気でしたので、乗って移動できるものがもう少しあったらいいのではないか、ということで購入しております。

本校でも、教室を出て気分転換したい時に乗ったり、乗り物に乗る感覚を味わって移動の際に風景を楽しんだりと、子ども達は気持ちよく過ごせているようです。その他にも、心地よい揺れや振動の体感により、情緒の安定を図ることもできるそうです。

また、新しい教材等購入しましたら、ご紹介します☺